

事業用自動車事故調査報告書 概要

～大型トラックの追突事故～

(愛知県岡崎市)

事故概要

平成30年2月15日7時45分頃、愛知県岡崎市の国道1号下り線において、大型トラックが自動車部品約3,000kgを積載して走行中、交差点手前において赤信号で停止していた車列の最後尾の普通トラックに追突し、合計6台の車両が関係する多重衝突事故が発生した。

この事故により、軽乗用車の運転者が死亡、普通トラックの運転者が重傷、その他、普通乗用車の運転者2名及び軽乗用車の同乗者の合計3名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- 大型トラックの運転者が、事故前日から続く体調不良を感じたまま運転を継続し、信号待ちで停止している車列に気が付くのが遅れ、ブレーキ操作やハンドル操作をすることなくこれらの車列に衝突して発生した。
- 当該事業者は、同運転者の出庫がほぼ毎日3時頃と早いため、約2カ月前から始業点呼を行っていなかった。事故当日も始業点呼を行わず、**同運転者は前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行管理者はこれに気が付くことがないまま**、同運転者が運行を開始したことが事故の原因であると考えられる。
- 運転者は、運行途中で体調が悪化していることを感じていたが、当該事業者の指定給油所が約7km先にあり、運転を継続した。この時点で速やかに車両を安全な場所に止め、運行管理者に連絡を取るなどの危険回避行動をとっていれば事故を回避することができた可能性が考えられる。

再発防止策

- 事業者は、持病がなく、過労が見られない運転者であっても、**体調不良により事故を起こす可能性があることを認識すること**。運行管理者に対し、運転者が運行前に体調不良や著しい疲労を感じた場合には遠慮することなく運行管理者等に報告し、無理に運行を開始することがないよう指導を徹底すること。
- 事業者は、運転者が乗務前に**体調異変**が生じた場合に運行管理者に対して**申告しやすいような職場環境を整備**すること。
- 事業者は、運行管理者に対し、運転者が**運行中に体調不良等**になった場合は、**車両を速やかに安全な場所に停止**させ、体調不良の状況を**運行管理者に連絡して指示を受ける**ことを徹底すること。また、体調不良等になった場合に、次の休憩地点等まで近い等の理由で運転を続けることは、絶対に行わないよう徹底させること。